

# フランスにおける法人の刑事責任の 展開

ジャン＝ポール・セレ\*  
岡上雅美\*\*訳

[解題] ここに訳出するのは、2007年4月21日に早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所と早稲田大学比較法研究所の合同企画で開催された研究会における講演である（なお、同一内容の講演が、同年4月16日関西大学法学研究所でも開催された）。

詳細は本文に委ねるが、伝統的な理解として、英米法系の法制度では法人の刑事責任が肯定され、大陸法系の法制度ではそれが否定されるという対照的な図式があったが、それはすでに過去のものとなったと断言してよいだろう。すなわち、例えば、EU法の下で法人に対する刑罰的・非刑罰的な処理が加盟国に義務づけられるなど、国境を越えた犯罪対策というさまざまな国際的潮流の下で、ヨーロッパ大陸法系諸国に、法人の刑事責任を認める立法が相次いで現れることとなった（これらの経緯については、岡上雅美「オーストリアにおける法人ないし団体処罰の新立法について——法人の刑事責任に関する予備的考察——」筑波大学法科大学院創設記念・企業法学専攻創設15周年記念『融合する法律学下巻』（2006年）551頁以下に概略がある）。1992年フランス新刑法典も、その流れの1つに属する。同法典は、ナポレオン刑法典としてあまりにも著名な1810年刑法典を全面改正したものであるが、その新機軸の1つとして「法人の刑事責任」についての独立の章を設けた。この立法については、当時、わが国においてもこれを紹介する業績がすでに多数存在するが、その後、10年以上が経過し、

フランスの法人処罰がどのような現状にあるのかを理解する上で、そして、現にその後に重要な点で法改正が行われたのだが、それを知る上で、貴重な情報であると思われる。ただし、著者の個人的コメントにかかる部分については、若干注意が必要であり、研究会・講演会当日の質疑応答でも指摘されたのだが、説得的な回答は得られず、そのまま訳出している。例えば、法人の刑事責任につき国の適用除外条項について、財政的理由からの説明（国民の税金で罰金を支払うことが妥当性を欠く。37頁）は、地方公共団体が一定の場合処罰されることとの整合性で問題があり、「風俗に関する罪」は、事実上、法人は犯すことができないという説明（47頁）では、猥褻文書・インターネット等の猥褻画像の頒布は法人でも犯しうること、法人の行う人身取引や売春斡旋に強姦（これらもフランス法では、法律上明らかに、風俗に関する罪に分類されている）が伴う場合があることに鑑みれば疑問がある。

なお、本文中の脚注は、フランス法の背景知識を必要とするように思われた若干の点について、読者の理解の一助になるよう、訳者が付記した訳注である。これらにつき、山口俊夫編『フランス法辞典』（2002年）をも参照。

講演の実現にご尽力いただいた関西大学および早稲田大学の関係者並びに活発な議論を行っていただいた出席者各位に、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

法人の刑事責任を認めるか否かは、かなり古くからフランス法が興味をもってきたテーマである。フランス古法では、「共同体、町

\*フランス・ポー大学法学部 ブラジル・カンボ大学法学部助教授

\*\*筑波大学大学院人文社会科学部准教授

および村」の団体責任の制度を認めていた。これは、1670年の勅令で定められたものである。この勅令 (titre 21) により、村に、例えば、罰金または没収で制裁を科すことができた。しかしながら、フランス刑法は、長い間、1810年のナポレオン刑法典に基づき、法人の刑事責任を認めてこなかった。実際に、自然人のみに制裁を科すことができた。その理由は、おもに、この刑法典の構想が、元来、犯罪について、意思と知性を備えた人間の存在を前提としていたということにあった。かくして、1810年刑法典は、法人の不処罰原則<sup>1</sup>をとっていたのである。

歴史が進むにつれて、法人不処罰原則には、異議が唱えられるようになった。というのは、この原則が、法人はその構成員の人格と離れた実在をもたないということを前提としていたからである。法律ではなお認めていなかったが、まず民事のレベルで、判例は、次第に団体の法人格を認めるようになった。団体の法人格は、1954年1月28日の破毀院判決により一般的に承認された。この判決は、法的属性が何であるかに触れることなく、団体の法人格を認めたものである。団体の法人格が認められたということから、法人の刑事責任の導入の検討がずっと容易になった。次に刑事のレベルでは、被害者が訴追を開始させることができるが、それは、「私訴原告人になることの申立て<sup>2</sup>」を通じてである。端的に、被害者は予審判事の下で私訴原告人となることができ、これは公訴を提起する効力をもつ。1906年の破毀院判決 (crim. 8 déc. 1906) 以来、このような解決が可能となった。次第に、私訴は法人 (組合、職業団体、団体等) にも認められるようになった。ただし、それは、法人が代表する職業または分野の集团的利益を守るために法人が訴訟を提起することが正当化されるという留保の下であるが、学説の観点からは、法人の刑事責任に賛成する論拠も反対する論拠も展開することができた。

法人の刑事責任に反対する論拠としてとくに掲げられたのは、法人は、固有の意思を持

たないフィクションの存在だということである。また、法人は、その目的の範囲内でのみ存在し、活動するのであり、犯罪は法人の目的の範囲に入らないということもまた言われてきた。言い換えれば、法人は、犯罪遂行能力がなく、したがって、刑事責任の概念を用いることはできないというのである。さらに、刑罰体系を団体に適用することはできないとも主張された。実際に、制裁は、自然人についてのみ認められると考える者もあった。この理由づけは一定の刑罰については当てはまる。つまり、自由剥奪刑のような一定の刑罰は自然人にしか科すことができない。最後に、法人不処罰原則は、刑罰の一身専属性原則からも正当化された。すなわち、法人の刑事責任を認めれば、団体のすべての構成員を罰することになり、それには、犯罪の遂行を妨げる手段を持たなかった者 (例えば、従業員) も含まれるというのである。

法人の刑事責任に賛成する見解として、次のいくつかの論拠を挙げることができる。第1の論拠は、すでに述べた。すなわち、1954年以来、判例は、法人の法人格を認め、法人は、法人構成員の意思とは別個の集団意思を表明しようと述べている。次に、一定の制裁は法人には適用しえないが、逆に、法人に合っているように思われる制裁もある (例えば、罰金、職業禁止)。最後に、刑罰の一身専属性原則については、団体構成員に制裁の効果が及ぶからといって、法人の刑事責任を認めることを妨げるものではない。なぜならば、それは自然人の場合も同じだからである。ある者が有罪判決を受けたとき、その家族や近親者も同じく刑事制裁の影響を受けることがある。

学説上の論争とは別に、フランス法は、20世紀の間に、ある種の法人について刑事責任を問う例 (例えば、新聞会社について1945年5月5日のオールドナンス) や間接責任の例 (1976年以来、労働法の領域で、過失致死傷を引き起こした犯罪の結果、従業員に言い渡された罰金の支払いを使用者が義務づけられることがある。労働法典第 L. 263-2-1 条) を

認めてきた。

法人の刑事責任が再び認められるようになったのは、20世紀末に起こったいくつかの展開の成果といえよう。1982年、憲法院は、法人に罰金の有罪判決を言い渡すことに憲法上の障害はないということを認める判決を下した (Cons. const. déc. n° 98-399 du 30 juillet 1982)。同じ時期に、ヨーロッパ評議会は、加盟国に対して、法人の刑事責任を各国の制定法体系に導入すること、さもなければ少なくとも企業に対し刑事制裁を定めるように求めた (recommandation n° R 88-18 du 20 oct. 1988)。この取決めには強制力はなかったが、全体的な流れは法人の刑事責任を認める方向にあったということが明らかである。したがって、1994年に施行されたフランス新刑法典が法人の刑事責任の原則を採用したことは、まったく驚くにあたらない。

かくして、法人に刑事責任を認めるということが、今日、フランス刑法典に規定されている。法人の刑事責任は、再び疑問視されるどころか、まったく逆に、最近の2004年5月9日の法律により強化された。まず最初に、法人の刑事責任を問う前提は何かを概観し (I)、その後、法人の刑事責任の適用を検討することにする (II)。

## I 法人の刑事責任を問うための諸前提

### A. 法人の存在

**私法上の法人** 法人の刑事責任は、刑法典第121-2条により定められている。同条によれば「国を除き、法人は、その計算により、その機関またはその代表者によって行われた犯罪について刑事責任を負う」。この規定により、私法上の法人すべてが、その刑事責任を問われうる。例えば、商事会社、民事組合、営利・非営利法人、労働組合、財団、企業委員、政治団体などである。

**公法上の法人** 公法上の法人については、第121-2条によれば、国はその刑事責任を問われることはない。この適用除外にはいくつかの説明が可能である (例：国は、国家刑罰

権を独占しており、自己処罰はできないから)。実際、国の刑事責任が生じないようにしたのは、端的に財政的理由である。国に刑事責任を認めれば罰金が言い渡されることがありうるが、罰金額を納税者が負担するのを立法者は望まなかったのである。

しかしながら、排除されるのは国だけである。地方公共団体 (市、県、州) は、刑事責任を問われうる (例えば、建設許可のない開発の共犯として、市町村組合に有罪判決を言い渡すことができる。cass. crim. 23 mai 2000)。地方公共団体の刑事責任は、全面的なものではない。地方公共団体の刑事責任は、権力的公務と関連しない活動、すなわち、公法上の法人にも私法上の法人にも委託されうる活動に限られる (例えば、一般ゴミの回収、プールの管理、公共輸送業務、学校の食堂など)。

要約すると、公法上の法人が管理の委託、企業契約の形態での諸成委託によって活動する場合に、刑事責任を公法上の法人に適用することができる。公権力に関連する事柄すべてについて (例えば、一般的な警察活動)、その刑事責任が適用されるわけではない。

制裁を受けるのは、主として私人である。しかしながら、公法上の法人のいくつかも制裁を受けることがある。例えば、遠足で子供が川で溺死した事案について、市の責任を問うことができたものがある (T. corr. Grenoble 15 sept. 1997, Dr. pén. 1998, comm. 5, obs. M. Véron)。

**外国の法人** 刑法典は、法人の国籍には何らの条件も付していない。したがって、外国の法人にも、フランスの法人と同様にその刑事責任を問うことができるのは明らかである。そこから、原則として、外国法人が、フランスの法律に従い法人格を有していたこと、および、フランス領土内で犯罪を行ったことが必要となる。

以上のことから、法人格をもつ団体だけが刑事責任を宣告されうることになる。刑法典第121-2条は、「法人」の語を用いている。

団体が設立中のとき、逆に解散中のときはどうなるのだろうか。

前者すなわち法人設立中の場合、刑罰法規は厳格に解釈されるので、団体の刑事責任を問うことはできない（例えば、会社が商業・会社登記簿に登録する前、または非営利社団が知事に届け出る前<sup>3)</sup>）。設立者自身が、その行為について個人の責任を問われるのは、もちろん明らかである。

後者すなわち団体が解散手続中であるときは、その刑事責任を問うことがなお可能である。法人解散前に言い渡された罰金または没収の刑は、清算手続終了まで執行することができる。刑法典第133-1条は明文で定めている。法人格は、その時点まで存在するからである。逆に、法律上解散した後は、法人に対する訴追をもちや行うことはできない。その場合、団体は法律的にはもはや存在しないのだから、この解決は論理的であるように思われる（例えば、TGI Paris, 4 mai 1999, p. 15, note E. Poisson-Drocourt）。団体の刑事責任を問うるかは、清算手続によらずに会社が消滅する場合にも、同じく問題となる。例えば、法人が吸収ないし合併される場合である。判例が一般に示しているのは、新たな法人は、吸収ないし合併された旧法人によって行われた犯罪について責任を負わないということである（例えば、CA Paris, 14 mai 1997, JCP, 1997. II. 973, note A. Couret）。

#### B. 犯罪の遂行

人に関わる要件 法人の刑事責任は、一定の者が犯罪を行った場合にしか適用されえない。すなわち、犯罪が法人の機関または代表者によって行われた場合である。

前者の場合、犯罪は、法人の機関によって行われなければならない。この「機関」の概念は、刑法典によって定義されてはいないが、機関は集合体でも個人でもありうると定められている。すなわち、法律または法人の定款によって法人の管理、指揮または監督を委任された者またはそのような者の総体をいう（例えば、社長・副社長、監査役会、取締役

会など）。地方公共団体については、市町村会、市町村長、州会などである。

法律上は、法律上の機関と事実上の機関との間の区別をしていなく、判例は、論理的に、犯罪が事実上の上級管理職によって行われたときは、法人の責任が問われなければならないと考えている（例えば、元社長が、事実上、会社の管理を継続していたような場合について T. Corr. Strasbourg 9 févr. 1996, Bull. Joly 1996, p. 297）。

第2の場合、犯罪は、代表者によって行われなければならない。代表者には、法人の名の下に活動する権限をもつ者、および定款または法律自体からその権限を付与された者を含まなければならない。例えば、裁判所の選任による管理人または臨時管理人である。代表者は、法人の外部で、一定の活動を行うために法人の代表を委任された特別の受任者である場合は完全に認められる。いかなる場合も、被用者または従業員は、代表者にはならない。例外として、被用者または従業員が、権限委譲を受けていたときは、これらの者が法人の刑事責任を生じさせることがある（Cass. crim. 1er déc. 1998, bull. crim. 325）。  
犯罪に関わる要件 法人の刑事責任を生じせうる個人または機関によって行為が行われた場合に、さらに2つの要件が、加わらなければならない。

第1に、対象となる犯罪は、現実に処罰されるものでなければならない。それは、法的に犯罪と特徴づけられるものでなければならない。例えば、犯罪不成立から法人代表者が不処罰となる場合には、法人に刑事責任があると言い渡すことはできない（cass. crim. 8 juin 1999, n° 98-84863）。これは、必ずしも、代表者の有責性が言い渡されてはじめて、法人に有罪判決が下されるという意味ではない。例えば、犯罪を行った自然人が逃走中または死亡した場合は、法人のみで十分に訴追することができる（cass. crim. 2 déc. 1997, bull. crim. n° 420）。

次に、対象となる犯罪は、「法人の計算」において行われたものでなければならない。刑

法典自身がこの要件を課している (art. 121-2)。刑法典は、この要件を定義しておらず、判例は、それを広義に解している。すなわち、犯罪が法人の計算で行われたと解されるのは、その活動の範囲内で犯罪が行われたという単なる事実による。法人が何らの金銭的その他の利益を得なかった場合でも (T. corr. Versailles, 18 déc. 1995, JCP 1996. II. 22640, note J.H. Robert)。これは、とくに監督義務、注意義務または安全義務に反した、意図によらない人身侵害の領域にあてはまる (Cass. crim. 13 mars 2001, n° 99-86256)。したがって、法人の責任が認められないのは、犯罪行為者が、その者自身の計算においてまたはその者の個人的利益のために行為を行った場合に限られる (例えば、もっぱら自己の利益において、営業財産を横領した場合である)。

この点についての縮括りに、次の点を明らかにしておく。上で述べた諸要件のすべてが充足され、法人の刑事責任が問われる場合に、自然人自身も平行して訴追され、有罪判決を受ける可能性がある。実際に、刑法典は、明文で自然人の責任と法人の責任との競合原則を掲げている。

## II 法人の刑事責任の適用

### A. 特別規定原則の排除

2004年までの特別規定原則の承認 法人の刑事責任の原則は、フランス法によって大きく拡大してきたことが分かった。この原則は、いくつかの例外を除き団体のすべてに、そして犯罪のすべて (重罪、軽罪、違警罪) に関連する。1994年フランス刑法典は、法人の刑事責任を問う範囲について制限を課していた。法人の責任は、「法律または規則が定める場合に」しか問題とならなかった (art. 121-2 ancien du C. pén.)。つまり、それぞれの場合に、犯罪の各本条の犯罪類型が掲げられていなければならず、条文が明文で法人の刑事責任を定めていなければならなかったのである。破毀院刑事部は、つねにこの条件を厳格に適用し、法文が行為者になり

うる者として「すべての者」と明示する場合にさえ、法人の刑事責任を問うことを否定した。この判例によれば、法人の刑事責任を処罰することを明文で許す規定が必ず必要である (cass. crim. 18 avr. 2000, Bull. crim. n° 153)。

特別規定原則の廃止 このような法人の刑事責任についての特別規定原則は、犯罪現象の発展に司法を適合させるための2004年5月9日の法律により廃止された。

この廃止は、いくつかの理由から説明される。第1に、法人の刑事責任の特別規定原則は、法人の刑事責任に関連する犯罪の一般性を認めるのがより論理的であるという理由からとくに、フランスの刑法学説の大部分から批判されていたということである。第2に、新刑法典の施行以来、法人に対する訴追を開始させるべき法律および規則により定める場合は、非常に拡大して発達した。たとえ法人の刑事責任が当初から大多数の犯罪について定められていたとしても (刑法典上の大多数の犯罪、人に対する犯罪、財産に対する犯罪、国民・国・公の平和に対する犯罪)。第3に、法人の責任が問われる可能性のある犯罪の一覧表には、一貫性がなかった。新たな犯罪を何度も補充したことにより、特別規定原則は、間隙と矛盾の根源となっていた。例えば、故殺または脅迫について法人の刑事責任が問えるが、職業秘密の侵害や通信の秘密の侵害については問えなかった。さらに、刑法典以外では、間隙はさらに顕著であった。労働刑法の場合は、実際に、法人の刑事責任が問われる犯罪はほとんどない。

特別規定原則の廃止は、私法上の法人に依然として限定される。2004年以前に存在していた国の刑事責任に関する除外は、なお現在も存在する。地方公共団体について、刑事責任は、公役務の委任を受けた活動の遂行中に行われた犯罪に限定される。

この限定は、法人の刑事責任の一般規定原則を疑問視させるものではない。逆に、法人に適用される制裁に関しては特殊性がなお残っている。

## B. 制裁の特殊性の維持

**原則** 有罪判決の場合に法人に適用される刑罰は、自然人に科される刑罰とは異なる。そこで、2つの大きな違いに着目することができる。第1に、自然人について、フランス刑法は、重罪、軽罪および違警罪の区別を設けているが、〔法人の場合〕重罪の刑罰と軽罪の刑罰との区別がなく、刑罰の重さの等級が定められていない。次に、主刑と補充刑との間でもまた違いはない。裁判官は、定められた刑罰の間で、自らが言い渡すべきだと考える刑罰を単に選択するだけでなければならない。

手続の領域で、裁判官が事情を知った上で、法人に対して有罪判決が下された場合の影響すべてを評価できるようにするために、刑法典は、公判期日を法人の従業員代表者への通知を要求する（少なくとも10日前、第131-49条）。

**適用** 法人に適用される刑罰の中で、罰金とその他の刑罰とを区別するのが便宜である。

罰金は、通常の刑罰である。2004年以前にすでに、法人の刑事責任を定める各本条に明文規定がなくとも、罰金は通常の刑罰とされ、特別の額の罰金が法人には適用されていた。法人に科される罰金の法定刑の額は、同一の犯罪について、実際に、自然人に科される罰金の法定刑の額の5倍に定められる（art. 131-38 C. pén.）。したがって、法人に科される刑は、犯罪に応じて、高額となることもある刑罰を科される（例えば、麻薬取引の領域で750万ユーロ＝11億2500万円）。この5倍ルールを次の点で批判する者もいる。すなわち、法文は、訴追対象の法人を法人の法的形態に応じて区別していないため、多額の罰金が言い渡される可能性がありうるというのである。そこで、小企業はすべて、苛酷な有罪判決を受ける可能性がある。ただ、大規模な法人は、大きな財産をもつことがあり、処罰の信頼性のために、苛酷な有罪判決が言い渡されるリスクがあったほうがよいとするのが妥当だろう。いずれにせよ、刑罰の個別化原則ivは法人にも適用され、裁判官は、有

罪判決の場合に、法人の財産状態を考慮しなければならないことになる。

刑法典を読んでみると、軽罪の領域で法人の刑事責任が定められているとき、立法者は、罰金以外の刑罰をも定めていることが分かる。重罪の領域では、制度として罰金以外の刑罰を定める。これらの罰金以外の刑罰を見ることにしよう。

**その他の刑罰**：法人に適用されるその他の刑罰は、刑法典の1つの条文に列挙して定められている（第131-39条）。次の一覧は、必ずしも網羅的な一覧ではない。第1に、刑法典は、法人の解散を定める。上述のように、刑罰の等級はないにもかかわらず、これは、疑いなく、法人に対して言い渡しうるもっとも重い刑罰とされている。また、この刑罰は、もっとも重い犯罪について、または法人が犯した場合に特別な危険があるときにしか定められていない（例えば、人の尊厳に反した労働または宿泊の条件についての犯罪。第225-12条）。この刑罰に関しては、適用除外が定められていることに注意しなければならない。この刑罰は、公法上の法人、政党または政治団体、労働組合、従業員代表機関に対しては言い渡すことができない。第2に、職業活動または社会活動の一または複数を間接的または直接的に行うことの禁止（職業禁止）を言い渡すことができる。これは、自然人と法人とに共通の刑罰であり、無期または5年以下の期間について定めることができる。第3に、法人を、裁判所による監視（司法監視）に付すことができる。これは、法人に特有の刑罰である。これにより、再犯を避けるという明確な目的で、司法権は、すでに犯罪を行ったことのある法人が将来どのような態度を示すかを監督することができる。この刑罰は、法人の自律に対する重大な侵害となるので、刑法典は、ここで再び一定の適用除外を定める（この刑は、公法上の法人、政党または政治団体、労働組合には適用されない）。第4に、小切手の振出または支払用カードの使用の禁止が定められている。この禁止は上限を5年に限定される。第5に、犯罪遂行に供せら

れまたは供せられようとした物の没収が定められている。第6に、判決の掲示または公告の刑罰が定められている。

最後に、重罪および軽罪の領域で、法人累犯に関して規定が定められていることに着目しよう (art. 132-12 à 132-14 C. pén.)。この規定は、自然人に適用される規定と同様である。重罪または軽罪の累犯の場合に、適用される罰金の上限は、犯罪処罰規定に定められる額の10倍に及ぶ。

フランス刑法が、法人不処罰の原則から法人の刑事責任の一般的な承認まで移行するのに10年以上もかかろうとしている。しかし、道の開かれ方は絶対的ではない。すでに見たように、いくつかの重要な例外がのこっている。なぜなら、フランスの立法者は、国の刑事責任を問うことができることまでも認めるものではなかった。実を言えば、実際の運用に依存するその他の制限も存在する。一定の重罪または軽罪は、その性質上、人にしか適用できず、法人に対する刑事制裁を用いることはできない (とくに、風俗に関する罪)。しかし、これらの例外は、法人の刑事責任を再び疑問視させる性質のものではない。法人の刑事責任は、今後、自然人に適用される責任に近づいてゆくことになる。

#### 参考文献

- M. DELMAS-MARTY, La responsabilité pénale dans l'entreprise. Vers un espace judiciaire unifié?, *Revue de sciences criminelles*, 1997, p. 253.
- C. DUCOULOX-FAVARD, Quatre années de sanction pénale à l'encontre des personnes morales, *ibid.*, 1998, chron. p. 395.
- M. C. SORDINO, La disparition du principe de spécialité de la responsabilité pénale des personnes morales : une fin espérée... adoptée dans la plus grande discrétion, *Gazette du Palais* 2004, 10 au 11 septembre, p. 13

L. VICHNIEVSKY, Bilan sommaire de la mise en oeuvre de la répression à l'encontre des personnes morales, *Revue de sciences criminelles*, 1996, p. 288.

#### 訳注

- 1 principe de l'irresponsabilité pénale des personnes, org. 原義どおりの訳語は、「無責任原則」ないし「無答責原則」(『フランス新刑法典』訳による)である。法人に刑事責任は認められないとする原則をいう。
- 2 被害者は、犯罪によって生じた被害の賠償を求める訴えを刑事裁判所または別個に民事裁判所に提起することができる。フランス刑事訴訟法は、起訴便宜主義を採用するが、この「私訴原告人となることの申立て (constitution de partie civile)」は公訴提起の効力をもつものであり、起訴便宜主義の例外とされている。
- 3 非営利団体については、所定の事項を管轄官庁に届け出ることによって法人格を取得する。
- 4 フランス刑法は、実定法の領域における主観主義的傾向や新社会防衛論の影響などに見られるように、特別予防論の影響が濃く、刑罰論でも、個別の犯罪者に対応して個別化された刑罰を科すことが「刑の個別化原則 (principe d'individualisation de la peine)」が認められている。